



Title	受水槽以下の水道について
Author(s)	川村, 清滋
Citation	makoto. 1981, 34, p. 5-5
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/86087
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

受水槽以下の水道について

堺市衛生部環境衛生課

主 幹 川 村 清 滋

経済の高度成長により、工場及び企業の進出と共に、都市の周辺地域、臨海地域及び田園地域において急速な都市化が進んでいます。

近年、都市への人口集中による土地の高度利用が推進され、建築物の大型化、高層化は著しいものがあり、その数は飛躍的に増加してきているところである。

一方生活水準の向上により水の使用量も増加している。

そこで水道事業が給水する場合、布設した配水管から直接給水されている場合と、一旦受水槽にためてから給水されている場合とがあります。

この受水槽方式による給水は、建築物の高層な場合か、一時に大量の水を使用する事業所等

(の施設)に設置されています。

ところが、こうしたビル、マンション等における受水槽以下の水道については、受水槽へ水道水が落下し込みで入る構造となっているので、受水槽の直前で水道事業の責任がなくなることになり、いわゆる給水装置としての規制を受けないことになる。(注 水道事業の設置した配水管と直接連結されていなければ給水装置とは言えない)

このため、水道事業により供給される水を水源として使用する水であつても、受水槽以下の施設の構造や維持管理が適正でないため、汚物、汚水が混入する等、健康上好ましくない事例も指摘されるようになってきた。このように、問題をかかえている受水槽以下の水道施設につ

いて、近年、一定以上の規模を有する施設については、建築基準法、建築物の衛生的環境の確保に関する法律及び水道法の一部を改正する法律(簡易専用水道)等によりそれぞれ規制されることになった。

しかし現実の受水槽方式の施設の件数から見ますと法律の対象となる施設はそう多くなく、大半が、受水槽の有効容量が20立方メートル以下の小規模のビルやマンション等の施設である。給水方法及び構造は大規模の場合と変わりなく、やはり使用者が安心して水道を使うには、適切な維持管理が必要であると考えられます。

この点について一般使用者から赤水等の水質関係と出水不良等の水量関係との苦情が相当数あ

るため、昭和54年に受水槽による給水をする建築物の所有者、管理者約一八〇〇人を対象とするアンケートにより、施設の管理状況を調べたところ、回答のあったのは六〇四人と全体の三分の一で、この数からみても関心の薄いことが伺えます。

主な内容を見ますと、専門家による点検をされている施設は、五十一施設(回答者の八・四%)、定期清掃をしている施設は四十二施設(回答者の七%)となつており、殆んどのところでは、維持管理及び清掃が実施されていないのが現状である。一方必要性を感じていると、回答した所有者又は管理者等は二五二人と回答者の四十一・七%ありました。

このような結果から、受水槽のある施設の所有者、管理者の人たちは勿論、実際に水を使う人たちも、どのような経路で給水されているのか理解すると共に、適切な維持管理及び清掃がなされているのか、認識される

ことが望まれる。

また濁りや臭気があるという通報を受けた職員が現場を調査すると、受水槽の中がかなり汚れており、所有者に聞いてみますと、受水槽を設置してから「点検や清掃をしたことがない」「受水槽があることを知らない」とおどろくようなケースも実際にありました。

これ等の結果をみると、施設の所有者、管理者及び一般使用者の関心が非常に薄いことがわかります。

今後水の有効な利用として、節水等と呼ばけると共に、衛生的な維持管理、清掃を推進するため、法の対象施設はいうまでもなく、それ以下の施設についても、衛生思想の普及及び向上に、強力な行政指導力が必要と思われる。

